

○境港市社会教育委員条例

昭和35年4月1日条例第13号

〔注〕平成15年から改正経過を注記した。

改正

昭和39年3月31日条例第6号

昭和40年3月30日条例第9号

平成15年3月28日条例第5号

平成26年3月31日条例第4号

境港市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき境港市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(社会教育の定義)

第2条 この条例で社会教育とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として成人、青少年に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(社会教育委員の職務)

第3条 社会教育委員は、おおむね次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べ助言すること。
- (3) 第2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(定数)

第4条 委員の定数は、15人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償は、職務を行うために要する旅費とし、その額は、境港市職員等の旅費に関する条例（昭和34年条例第38号）別表に定める額とする。支給方法等については、同条例の規定を準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 境港市社会教育委員設置条例（昭和29年条例第44号）は、廃止する。

附 則（昭和39年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月30日条例第9号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。